

## ○西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会規則

制定 昭和51年4月1日規則第1号

(総則)

第1条 公平委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項各号に規定する事務を処理するため、法及び別に定める規則のほか、この規則の定めるところによる。

(委員会の議事)

第2条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

2 会議を招集するとき、委員長は、会議に付すべき事案、会議の日時及び場所を予め委員に通知しなければならない。

(委員会の事務)

第3条 委員会に書記を置く。

2 書記は、委員長の命を受け委員会に関する事務を処理する。

3 書記は、組合職員をもって兼ねさせることができる。

(議事録の確定)

第4条 法第11条第3項の議事録は、委員全員がこれに署名して確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。